

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会（第147回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和6年10月2日（水）10時00分～11時31分

Web審議による開催

第2 出席者

(1) 委員（敬称略）

山下 東子（部会長）、大谷 和子（部会長代理）、相田 仁、西村 暢史、  
西村真由美、藤井 威生、森 亮二

（以上7名）

(2) 総務省

湯本総合通信基盤局長、大村総合通信基盤局電気通信事業部長、  
井上料金サービス課長、小川料金サービス課課長補佐、  
笹川料金サービス課課長補佐、  
五十嵐電気通信技術システム課長、平松番号企画室長、  
堀内基盤整備促進課長、大堀基盤整備促進課企画官、  
望月基盤整備促進課課長補佐

(3) 審議会事務局

坂平情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

(1) 諮問事項

ア 電気通信番号計画の一部変更等について【諮問第3184号】

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可について【諮問第3185号】

ウ 電気通信事業法施行規則の一部改正について【諮問第3186号】

エ 電気通信事業法施行規則の一部改正について【諮問第3187号】

オ 電気通信事業法第109条第1項の規定による第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による第一種負担金の額及び徴収方法の認可（第一号基礎的電気通信役務の電話ユニバーサルサービス制度に基づく第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに第一種負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第3188号】

(2) 報告事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電気通信事業法施行規則の一部改正を踏まえた第一種公衆電話の削減計画等に関し講じた措置の報告について

## 開 会

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐 委員の皆様、おはようございます。事務局の坂平です。本日はお忙しい中を御出席いただきまして誠に本当にありがとうございます。

現在、委員9名中7名の委員に予定どおり御出席していただいておりますので、定足数を満たしております。

それでは、定刻になりましたので、電気通信事業部会第147回を開催いたします。

恐れ入りますが、山下部会長におかれましては、議事の進行をよろしく願いいたします。

○山下部会長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第147回）を開催いたします。本日は、Web 審議を開催しており、委員9名中7名が出席されておりますので、定足数を満たしております。Web 審議となりますので、皆様、ご発言の際は、マイク及びカメラをオンにし、お名前をおっしゃっていただいておりますので、御発言をお願いいたします。また、傍聴につきましては、Web 会議システムによる、音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。本日の議題は、諮問事項5件、報告事項1件となります。今日は長丁場になりますが、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

## 議 題

### (1) 諮問事項

ア 電気通信番号計画の一部変更等について【諮問第3184号】

○山下部会長 初めに、諮問第3184号、電気通信番号計画の一部変更等について、総務省から説明をお願いいたします。

○平松番号企画室長 総務省番号企画室の平松でございます。私から、資料147-1に基づきまして、電気通信番号計画の一部変更等について御説明させていただきます。まず、1ページ目でございますが、こちらは諮問書になってございまして、内容につ

いては、2ページ目の概要のところから御説明させていただきたいと思います。

こちらに今回の変更の全体像をお示ししてございます。主な改正としましては3点ございまして、1番目と2番目が来年1月末までにPSTNからIP網への移行が完了する関係でして、1番目は事業者間における網間信号接続の関係の規定の見直し、2番目は番号ポータビリティに係る規定の見直しを行う予定にしております。3番目は、現在使っている携帯電話番号（070/080/090）の枯渇が懸念されることがございまして、今回新たに060を携帯電話番号用に開放するというような改正を行いたいと思っております。

施行期日については、1番目と2番目は、PSTNからIP網への移行のマイグレーションのスケジュールに合わせまして来年2月1日からの施行を予定しております。3番目の060の開放につきましては、公布の日に施行することを予定しております。それでは、一つ一つ御説明させていただきます。

2ページ目でございますが、最初に事業者間における網間信号接続に係る規定の見直しでございます。現在の網についてのイメージ図を左下にお示ししてございます。現在の事業者間の接続は各都道府県に設置されておりますNTTのPOIに接続いたしまして通信を確立する方式になっているんですけれども、マイグレーション後は東京と大阪の2拠点のPOIに接続する形で、個社間の直接接続が原則となっております。そこで、網間信号接続の方法といたしましてインターネットプロトコルを使用して直接接続を行う方法を原則とする規定に見直したいと思っております。

また、マイグレーションに合わせまして番号のポータビリティの実施が実現可能になります。今回、固定電話番号と携帯電話番号についてはもともと番号ポータビリティが義務づけられておりまして、これはENUM方針に限るというふうにそろえまして、今回新たに付加的役務電話番号のうちのニーズが高い0120と0800についてもポータビリティの対象としたいと考えており、こちらについてもENUM方式に限るというような規定の改正をしたいと思っております。

具体的な規定の見直しは4ページ目にお示ししてございます。下の表を御覧いただければと思うんですけれども、真ん中が現行の規定でございます。右側の表が改正後の規定ぶりになってございまして、一番上の固定電話番号と携帯電話番号については、現行は（1）と（2）ということでマイグレーション前、マイグレーション後の場合分けて規定させていただいております。これがマイグレーションになりますので、基本的に

は（２）を原則といたしまして、インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法、またENUM方式に限るとさせていただきます。

また、第一種指定電気通信設備及び全ての網間信号接続対象事業者の設備と網間信号接続を行うことというような規定にさせていただきたいと思っております。

また、次の付加的役務電話番号については、０１２０／０８００に限ってはENUM方式に限るとすることにさせていただきます、ほかはインターネットプロトコルを使用して直接接続する方法とさせていただきます。

最後の特定IP電話番号（０５０）につきましても、インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法で規定を合わせたいと思っております。

続きまして、２番目のポータビリティに関する見直しでございます。ポータビリティについては、現行の規定でも携帯電話については既に義務づけされてございまして、固定電話番号についても、マイグレーションを見据えて既に双方向の番号ポータビリティの義務づけがかかっているところでございます。しかし現行の規定では例外規定を設けていないところでございまして、今回、マイグレーションが近くなりまして改めて精査したところ、必ずしもポータビリティを義務づける必要がない場合があるということが分かりました。具体的にはメタルIP電話にポートインするような場合については技術的に不可能な場合であると考えてございまして、公衆電話や臨時電話についてはそもそもポータビリティのニーズがないというような、必要がない場合というものが考えられてきたところでございます。

また、先ほど付加的役務電話番号については、０１２０／０８００についてはポータビリティを義務づけるということをお話しさせていただきましたが、こちらについても方式だけではなく、きちんと明示的にポータビリティを義務づけるというような規定を入れたいと思っております。

そこで、具体的な規定の改正、改定の方向性としては７ページ目の表でございすけれども、真ん中のところが現行の規定で、右側が改正後の規定でございす。固定電話番号については、現行の２つ目のポツのところポータビリティは可能とすることを条件とさせていただきます。こちらについて、例外規定を設けるというところで右側の２つ目のポツですけれども、「ただし、総務大臣が特に認める場合を除く」ということにさせていただきます。ただ、ポータビリティは公正競争の促進等いろいろなことを背景に義務づけていることを踏まえすと、総務大臣が特に認める場合を

除くということで白紙委任することはあまりよくないかなと思ってございまして、基本的に技術的な困難性、利用者への影響そのほかの事情を勘案して総務大臣が特に認める場合を除くというような限定的な規定ということにさせていただきたいと思っているところでございます。

また、付加的役務電話番号については、0120/0800についてはポータビリティが可能であることというような明示的な規定を設けたいと思っているところでございます。

最後、次の8ページ目が060番号の音声伝送携帯電話番号への開放に関係するところでございます。先ほど頭出しさせていただきましたが、現在、携帯電話番号としては070/080/090の番号が使用されてございます。この番号容量は2億7,000万番号というところですが、現在かなり指定してございまして、総務省の残り指定ができる余裕としては530万番号になってきたというところでございます。こういう状況を踏まえまして、早晚携帯電話番号の枯渇が予想されますので、今回060番号を携帯電話番号に開放するための規定の見直しをしたいと思っているところでございます。

具体的な規定ぶりとしては10ページ目の表になりまして、真ん中のところの電話番号の構成を見ていただきますと、今は070/080/090としか規定がないところを、右側のところで060を追加するというような改正をしたいと思っております。携帯電話番号の役務とか使用条件については今回の改正に合わせて変更はございませんので、060を追加するのみの改正ということになります。

ただ、060の追加に合わせてユニバーサル料金の関係の省令とか電話リレーの関係する省令についてハネの改正をしなければいけないところが出てまいりますので、併せてこの改正もしたいと思っております。

最後、11ページ目がスケジュールでございます。本日、10月2日に諮問させていただきましたこちらについて御了承いただきましたら、明日の10月3日から11月1日までパブリックコメントをさせていただきたいと思っております。パブリックコメントが終了後、11月中旬に電気通信番号委員会においてパブリックコメントでいただいた意見とそれに対する考え方について議論していただきまして、11月末までに答申をいただければなと思っております。答申をいただければ、これを踏まえまして官報掲載の準備をいたしまして、年内に官報への掲載を予定してござい

ます。公布については、060の開放については公布の日から施行というところを考えてございまして、1つ目と2つ目のマイグレーション関係については2月1日からの施行ということをご予定しているところでございます。

以上、私からの御説明になります。よろしくお願いたします。

○山下部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について御意見、御質問などございましたらチャット機能にてお申出ください。いかがでしょうか。

藤井委員がチャットでお知らせくださいました。それでは、藤井委員、御発言をお願いいたします。

○藤井委員　　藤井でございます。すみません。事前に気がつけばよかったのですが、8ページ、全体の10ページの説明のところの右側に070番号の指定状況というのがあるかと思うのですが、これは指定状況というよりも空き状況ではないのかなと思いましたが、記述の仕方だけの問題だと思いますが、黄色いグラフが空きの数だということは示したほうが良いのかなと思った次第です。

以上でございます。

○山下部会長　　ありがとうございました。

ほかの方から何か御質問、御意見をいただいていたならば、それを伺ってからまとめて御返事いただければと思ったんですけども、ほかの方はいかがでしょうか。

では、西村真由美先生、お願いします。

○西村（真）委員　　今回、公表される、使い勝手がよくなるということには大変賛成しております。ただ、メタルIP電話のポータビリティが例外的ということになっていきます。メタルIP電話自体も今後どうなるのかというような懸念も併せてありますので、全面的にポータビリティができるようになったけれども一部不可能なものもあるという告知については目立つようにしていただきたいなと思っております。

以上です。

○山下部会長　　ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、総務省のほうからお答えをお願いいたします。

○平松番号企画室長　　総務省、平松でございます。御質問、御意見いただきましてどうもありがとうございます。

まず、最初の藤井委員からの御意見でございますけれども、10ページ目の指定状況ですが、こちらは御指摘のとおり、空き状況が正しい御理解でございます。この部分は空き状況が分かるように一応残り530万番号として「残り」というような追記をさせていただいていたところでございますが、ちょっと分かりにくいというところでありましたら検討したいと思います。

続いて、西村委員からいただきましたポータビリティができない場合の例外がいろいろあるので、そこをきちんと利用者の方々に分かりやすいように周知すべきというところは当然そのとおりだと思っております。今回、例外規定というところで規定上は設けますが、こういった場合がポータビリティできないかというところを、番号ポータビリティが開始するときには利用者の方々に分かるように整理して御説明するように、事業者とも協力して進めていきたいと思っております。

以上です。

○山下部会長　　ありがとうございました。

ほかには御意見、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本件につきましては、総務省において諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

意見募集の期間は10月3日木曜日から11月1日金曜日までといたします。その後、電気通信番号委員会において調査、検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○山下部会長　　ありがとうございます。それでは、その旨決定することといたします。

イ　東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可について【諮問第3185号】

○山下部会長　　続きまして、諮問第3185号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可について、総務省から説明をお願いいたします。

○小川料金サービス課課長補佐　　総務省料金サービス課の小川でございます。

諮問第3185号につきまして御説明させていただきます。こちらは、東日本電信電

話株式会社及び西日本電信電話方式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請についてということでございます。諮問書などをお付けしておりますが、申請の概要という別紙1の資料に基づきまして御説明差し上げたいと思います。

まず、今回の接続約款の変更認可の申請概要でございますけれども、3番の主旨のところは今回、変更申請がありました案件でございます。5件ございますので、順に御説明差し上げたいと思います。今回、接続料の算定とはまた少し違い、これまで総務省で対応しておりました研究会あるいは事業者間の協議の場で決まってきました具体的な運用の見直しについて、接続約款に落とし込んでいくといったものが主な改正概要になっております。

続きまして、主な変更の内容でございます。まず、1件目の議題、加入光ファイバの残置回線に係る接続料の算定方法の改定でございます。

まず、加入光ファイバの残置回線に係る検討経緯ということで、今回の経緯について御説明差し上げます。シェアアクセス方式で用いられる光信号分岐端末回線につきまして、従来、利用者との契約があったものでも、利用者が利用しなくなり解約等により現にサービスの提供に用いられなくなった回線を残置回線と申し上げております。この残置回線につきましては、現行の運用といたしまして、こちらを撤去する場合ないしは残置する場合、いずれについても実際に直前までその回線を利用していた接続事業者が撤去費用ないしは維持費を負担していくということで運用がされているところでございます。

こうした個別の事業者の運用となっている経緯でございますけれども、平成16年度の接続約款の認可申請の際、具体的な利用者に対して個別の接続事業者が提供していく回線であるということで、接続事業者の個別の回線設置の申込みに応じてNTT東西のほうでその都度都度工事を実施してきたものということで整理されたものであり、そういった特殊な状況を踏まえて個別の事業者の負担として運営してきたものでございます。しかしながら、昨年度の接続料の算定等に関する研究会の第七次報告書において、事業者間の転用の促進などによってこういった平成16年当時の状況から変わってきているということもあり、基本的な接続料の原則どおり、広く現用回線数に応じた負担にすることが適当であるということで方針をいただいたところですので、こちらに基づいた算定方法に見直しをするものでございます。

光ファイバの残置回線に係る接続料の算定方法の改定ということでございます。今申

上げましたとおり、これまで個社の負担となっておりましたものを、広く現用回線数に応じた網使用料として算定の対象としていくというものでございます。いつからこういった運用をするかということについて下の図に記載してございまして、具体的な見直しの時期につきましては2025年2月を予定しております。こちらについては、従来、残置回線、置いてきた事業者については、それはあくまで個別の接続事業者の判断で残置してきたものであって、現段階において再利用の可能性は不透明であるということでございますので、事業者間の協議も経まして2025年2月を1つの分岐点といたしまして、これ以降に残置されたものについては、今申し上げた網使用料として広く負担の対象とするということでございますが、それより以前に残置されているものについては従前の扱いとすることで、ここで一定の線引きをするということについても併せて接続約款に規定していくものでございます。

続きまして、2点目、光回線再利用に係る機能の追加でございます。光回線再利用に係る検討経緯ということでございますが、これまでNTT東・西の加入光ファイバの設備を利用してFTHHのサービスを提供している接続事業者、それから光コラボ事業者間で利用者が事業者のキャリアチェンジ、事業者の変更を行う際に、同じNTT東・西の設備を利用しているにもかかわらず、例えば事業者切替えの際に一時的に二重引きのような状態にあるといった一部非効率な状態が続いていたということがございますので、これについて、まずは事業者間でこの状況を改善できないかということで協議を実施していただいたものでございます。また、総務省主催の競争ルールの検証に関するワーキンググループの中でもこの議題についてお取扱いいただきまして、まずは非効率の状況を改めていく、また再利用スキームについては、NTT東・西が設置する設備でかつ戸建ての住宅のみをまずは対象として引込線の再利用について促進していくべきということでお取りまとめいただきましたので、こちらについて、引き続き継続されております事業者間協議の結果も踏まえまして、再利用を実現していくに当たり接続料の観点でどのような措置ができるかということで今回約款の変更認可申請があったものでございます。

資料の下の図にございます今回対象となっておりまいますのはNTT東西の設備を使っております加入光ファイバの接続事業者、それからNTT東・西の卸先事業者との間での転用ということでございます。オレンジで着色しております事業者間の転用を円滑にするといったことを目的としたものでございます。

次のページでございます。具体的に接続約款のところではどのような規定をしていくかということでございます。まず、現在コラボ光の事業者間においては比較的事業者変更の運用というのが円滑に行われておりまして、この方法というのがNTT東西が発行する承諾番号を用いて事業者間の転用、実際の利用者と事業者との間での契約の状況等を番号で管理して転用を円滑に済ませていくというような運用が行われておりますので、こちらについて接続事業者のほうにも範囲を拡大いたしまして、同じく承諾番号を用いて工事の廃止オーダーそれから新設オーダーについても紐付けを行いまして、また同時の工事、それから引込線の転用についてもシステム上で円滑に管理できるようにするといったものでございます。

そのため、NTT東・西が今使っております光ファイバ開通申込受付システムに新しく個別に機能の開発が必要となってまいりますので、こちらは2025年2月に運用開始するという事で事業者の中で取決めが行われておりますけれども、これに向けて新しく光ファイバ開通申込受付システムに追加される機能に係る開発費について、個別の網改造料として新たに規定するものでございます。

具体的に規定されますのはこの下の表の中でございますけれども、まず、アの今申し上げました再利用に必要な事業者と利用者を紐付ける承諾番号の発行管理の機能、これは必須の機能としてこのスキームを利用する事業者が負担していくものでございますが、2つ目のイのところは、事業者の利便性を高める観点で接続事業者が現に有しているシステムとNTT東西の光ファイバ開通申込受付システムとの間のシステム間連携を行うような機能として、もし求めがあれば付加的な機能として開発するというものでございます。こちらについても併せて網改造料として規定するものとなります。

続きまして、3点目、テーマが変わりまして、IP網移行に伴う規定の改定等ということでございます。こちらは固定電話網のIP網への移行ということで、来年から既存のPSTNからIP網への移行ということを検討している概念図でございますので、御参考としてお付けしております。

続きまして、今回の規定の改定の主旨でございますけれども、令和5年10月にIP網への移行後の音声接続料の在り方について、情報通信審議会に諮問させていただきました。この審議会の中で御議論いただきましたのは、現行の加入電話・メタルIP電話、光IP電話、それからワイヤレス固定電話の接続料について、現在、省令上、令和6年12月31日までが現行の接続料の適用期間とされておりますことから、令和7年1月

1日以降の接続料の算定の在り方について御議論いただいたものでございます。こちらの答申の内容といたしまして、令和7年3月までの間、現に認可を受けている接続料（加入電話・メタルIP電話、光IP電話）については現に認可を受けている接続料を引き続き暫定的に適用するとともに、ワイヤレス固定電話については光IP電話接続機能の接続料を適用するという事で答申いただいたものでございますので、こちらについて接続約款に具体的に落とし込んでいくというのがポイントでございます。

また、令和7年度の接続料の改定に合わせて追って変更認可をいただけましたら、その接続約款に基づいてこの期間の接続料については遡及して精算を行うというような運用をしてみたいと思いますので、こちらについても併せて附則に規定させていただくものでございます。

続きまして、IP網への移行に伴う規定の改定がもう一件ございまして、こちらは実際の運用のところでございますけれども、IP網への移行過程において、現在使われておりますPSTN網の設備、STM-POIについては不要となりますので、この撤去工事について係る手続、それからどのぐらいの期間今まで負担していた費用を負担してもらうかという手続面と費用面の整理でございます。まず現行として、こうした設備の新設・廃止を含む改修については、接続約款上、翌年度上期の工事については当年度の10月、それから翌年度の下期の工事については翌年度4月までに申し込まれた場合に定期の申込みとして取り扱う規定となっております。

また、廃止工事については、実際に利用中止工事が完了したその月までその設備に係る網改造料が規定されているところでございますけれども、このIP網への移行は業界を挙げての取組になってまいりますので、より効率的かつ統一的な運用をするという観点で、まず、事業者間の協議の場、PSTNマイグレーションに係る意識合わせの場という事業者間の協議の場の中で具体的な工事の申込みに関する手続なども御議論いただいているところでございます。この議論の中で合意いただきました手続に則って申込みを受け付けた場合については、この10月とか翌年の4月といった従来の期限にかかわらず、定期の申込みとして一律に取り扱うというものを規定するとともに、下の方の図でもございますけれども、従前が、これは費用負担の観点でございますが、この青の矢印のとおり、各社の工事完了月まで網改造料を負担するといった運用であったものを、この事業者間協議で決まりました利用中止の期日まで、網改造料を一律に負担してもらうというような運用になるものでございます。ですので、実際の工事完了が仮に先であ

ったとしても、この利用中止の期日に基づきまして、ここの期間まで各事業者一律に網改造料を負担してもらうといった例外的な取組となりますので、こちらについても接続約款のほうで規定していくものでございます。

これ以降は現行の加入電話・メタル I P 電話の接続料の算定に関する資料でございますので、こちらは御参考としてお付けしております。

論点の 4 点目、双方向番号ポータビリティ開始に伴う改定でございます。こちらも来年の P S T N 網から I P 網への移行に当たりまして、技術的に双方向番号ポータビリティといったものが可能になってまいりましたので、この実現に向けたシステム整備に係る費用につきまして、接続約款で規定していくものでございます。こちらの双方向番号ポータビリティの実現に当たりましては、従来のいわゆる片方向番号ポータビリティにおける加入者交換機を通じて固定電話の着信を行う仕組みから、全事業者が I P を利用して直接接続する E N U M 方式に対応した番号データベースを構築していただく必要がありますので、N T T 東・西につきましてもこうした係る費用について約款に規定していくものでございます。

また、従来使っておりました片方向番号ポータビリティに関する加入者交換機を通じた仕組みにつきましては不要となる規定もございますので、そういったものについては削除していくというものでございます。この表にございますとおり、区分を見直す工事費といたしましてルーティング番号登録工事費など従来の片方向番号ポータビリティを想定していたものから、E N U M サーバに番号ポータビリティ情報の登録、削除などを行うような形で一律に集約できるものを集約して規定していくというものと、右側の表にございますとおり、不要となります網使用料、工事費、手続費などの規定については一律削除していくといったような改定を今回行うものでございます。

17 ページの参考でございますけれども、双方向番号ポータビリティ開始に伴う改定等ということで、呼の流れですとか、その番号取得に係る情報のやり取りにつきまして、御参考までに図示したものでございます。

次ページは、I P 網への移行に伴いまして番号ポータビリティできる物理的な範囲が従来の同一の収容局エリアにしたものから、同じ中継ルータでカバーする範囲ということで地理的な空間が広がりますので、それについて御参考としてお付けしているものでございます。

最後、波長分割多重装置に係る機能の追加に係る改定ということでございます。こち

らは概要資料でございますけれども、今般、新たな波長分割多重装置などを用いたネットワーク構築に伴う接続約款の規定の整備について申請があったものでございます。申請がございましたネットワークの構成といたしまして、こちらのページに記載しております4パターンございまして、それぞれ①から④の場合におきまして、特別光信号中継伝送機能、下の図の青色の部分でございますけれども、こちらと端末回線の伝送機能、図の黄色の部分を組み合わせてネットワークにしていくものでございますので、この組合せについて、網使用料の適用について新たに接続約款に規定するものでございます。

また、新たに、特に②から④の部分でございますけれども、ユーザービルに波長分割多重装置や分波光変換装置を設置するような構成につきましても新しく想定されますことから、これについては実際に利用者がどのようなネットワーク構成を求めていくかということによるのでございますけれども、利用者の要望に応じて個別に構築や設置を行う装置がございます。例えば赤で囲われている波長分割多重装置や増幅装置などといったものでございますけれども、これについて新たに網改造料として規定するということでございますので、この点についても併せて接続約款に新しく規定するものでございます。

以上、5点ございまして、以降、こちらは御参考でございますけれども、接続約款の変更認可に係る流れということでございます。こちらは通常の認可プロセスに基づいており、今回もこのプロセスに則って進めさせていただければと思っておりますが、まず、本日諮問させていただきまして、この後に意見募集の手続を2回実施させていただく予定でございます。2回目の意見募集手続が終わりますのは11月中・下旬頃を想定してございますので、この後、接続委員会に御報告いたしまして御議論、調査・検討いただきまして、最終的に12月上旬頃を想定しておりますが、審議会から御答申いただければ、速やかに接続約款の変更認可の手続を進めていければと思っております。

長い説明になってしまいましたが、事務局からの説明は以上でございます。

○山下部会長　ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたらチャット機能にてお申出ください。いかがでしょうか。

今、相田委員から発言を希望しますといただいています。それでは、相田委員、お願いします。

○相田委員　相田でございます。2点ほど確認させていただきたいと思っております。

まず、1つは右肩12ページです。御説明の中では各事業者一律に利用中止の期日を設定するというような御説明だったように聞こえたんですけども、別途、電話網移行円滑化委員会のほうでもって一部の事業者のモバイル網についてのみ緊急通報の関係でもってSTM-POIを延長使用するというお話だったので、それについては個別協議なのか、意識合わせの場でもって別途期日を指定するのかということかと思うんですけど、その意味で完全に全事業者一律ということでは必ずしもないということを確認させていただければと思います。

それからもう一点、右肩18ページです。御説明の中では同一中継ルータの配下であればロケーションポータビリティは可能だということだったと思うんですけども、あくまで同一番号区画の中に限られるということで確認させていただければと思います。

以上です。

○山下部会長　　ありがとうございました。

それでは、ほかの方で御質問、御意見などおありではないでしょうか。

それでは、小川補佐からお答えをお願いしますでしょうか。

○小川料金サービス課課長補佐　　相田委員におかれましては、御質問、御確認いただきましてありがとうございます。

まず、1点目の12ページ目のところでございます。利用中止の期日、まさに今、事業者の意識合わせの場において議論いただいているところで、緊急通報呼の関係で廃止する工事につきましても鋭意御議論いただいているところと認識しております。その点を踏まえまして一律に全部決まるというものになるのか、あるいは事業者の個別事情に応じて少し柔軟性を持たせるかということについては改めて御議論の上で決められるものと認識してございますので、相田委員の御指摘のとおりと考えております。

続きまして、18ページでございます。こちらにつきましても説明不足で大変失礼いたしました。御指摘のとおり、同一番号区画の範囲内ということでございます。こちらの3ポツ目にも、すみません、本当に浅い記載でございますけれども、「番号区画の範囲内とするよう」ということで記載させていただいております、御認識のとおり、同一番号区画の範囲内ということでございますので、その点をお答えさせていただきます。

○山下部会長　　ありがとうございます。

相田委員、よろしゅうございますか。

○相田委員　　ありがとうございました。結構でございます。

○山下部会長　　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、ほかに御意見、御質問はないようでございますので、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見募集は2回実施することとし、1回目の意見募集期間は10月3日木曜日から11月1日金曜日までといたします。その後、2回目の意見募集を行ってから接続委員会において調査、検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○山下部会長　　ありがとうございます。それでは、その旨、決定することといたします。

ウ　電気通信事業法施行規則の一部改正について【諮問第3186号】

○山下部会長　　続きまして、諮問第3186号、電気通信事業法施行規則の一部改正について、総務省から説明をお願いいたします。

○小川料金サービス課課長補佐　　引き続き、料金サービス課の小川でございます。続きまして、諮問第3186号につきまして御説明差し上げたいと思います。

諮問第3186号、電気通信事業法施行規則の一部改正についてということでございます。こちらにつきましても諮問書、申請概要、改正案とつけておりますので、2の申請概要に基づきまして御説明差し上げたいと思います。

電気通信事業法施行規則の一部改正についてということで、今回の改正のポイントは電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由の追加ということでございます。まず、こちらの背景につきまして、参考資料の方に先に進ませていただきまして5ページ目でございます。こちらはトラヒック・ポンピングという問題についてございまして、これまで総務省の研究会の中でもこの問題について議論してまいりました。このトラヒック・ポンピングというものを資料の下の方に図として示しておりますけれども、まず、発信側事業者と着信側事業者が接続協定を結びまして、発信側事業者が、下のほうの黄色の四角でございますけれども、発信側事業者の利用者との間で、これは実際のユーザーとの関係でかけ放題サービスといったものを提供しておりますと、発信側事業者の利

ユーザーが着信側事業者に音声通話をかけたときに、接続料の流れといたしましては、発信側事業者から着信側事業者に取決めのおり接続料が支払われるものでございます。この仕組みを前提に、言ってしまうとかけ放題サービスを少し悪用するような形でずっと着信側事業者宛てに大量に音声通話をかけさせれば、その分着信側事業者に当初想定してないような接続料が入ってくることになるため、自社着のトラヒックの量を意図的に増大させることによって接続料収入を増加させるような問題がこれまでございまして、こちらについて何らかは是正ないしは対応できないかということで、総務省の研究会の中で議論してきたものでございます。

資料の1ページ目に戻りまして、こういった問題に対処する観点で今回省令の改正を行うものでございますけれども、この改正に向けて、相田委員に座長をお務めいただいております接続料の算定等に関する研究会の中で御議論いただいております。トラヒック・ポンピングにつきまして厳正な対応が必要であるということで第七次報告書でもお取りまとめいただきました後に、先般、第八次報告書も公表させていただきましたけれども、この間の議論において具体的な対応についてお取りまとめいただいたものでございます。

小さい黒ポツのところでございますけれども、まず1つ目、接続協定における料金設定の方法に違反し、着信側事業者が着信インセンティブ契約を締結した結果、発信側事業者の料金設定業務への支障や一部サービスの停止など公共の利益が著しく阻害されるおそれがある場合については業務改善命令の対象となる可能性があるとするのが適当であるとご指摘いただいております。

また、技術的または経済的事項に係る元々の接続協定に重大に違反するような場合であって、それが、片方の事業者からは是正の求めがあつたにもかかわらず、正当な理由なく是正の求めに応じないような場合については接続拒否できるようにすることが適当であるというようにお取りまとめいただいたものでございます。

総務省に対しましては、この対応につきまして、必要に応じてガイドライン策定ないしは所要の行政上の対応を行っていくことが適当であるとお取りまとめいただきましたので、別途ガイドラインの作成などをやっておりますが、今回、行政上の対応ということで省令の改正を検討してまいりました。

次のページ、改正案の内容でございます。現在の電気通信事業法の枠組みの中で第32条の本則のところ、原則として電気通信線回線設備との接続に関する請求につい

ては、これに応じなければいけないということで接続応諾義務が課されているところでございます。同条の各号、それからそれを受けました省令の中で規定しております「正当な理由」に該当する場合に限定して、現に接続拒否を拒むことができるという規定はございます。ただし、資料の右下の部分に規定の趣旨として書いてございますけれども、本則の中で規定しておりますのはいわゆる着信インセンティブ契約のようなものに対して、個々の事案について客観的な事実に基づいて、接続の相手方の事業者に相当程度の利益の損失が発生することをその事業者が合理的に説明できる場合については第32条の規定に基づいて接続拒否を行うことができると解されているところでございます。他方で、着信インセンティブ契約のようなものが明らかにされない場合ですとか、あるいは、例えば事業者の規模などに応じて相当程度の利益の損失が発生するということの合理的な説明がなかなか難しいような場合については、この法律の規定だと直ちに接続拒否を行うことができずに、被害を受けた事業者の救済範囲に一定程度の限界があるということが指摘されてきたところでございます。このため、接続応諾義務の趣旨ですとか、あるいは各国との国際協定の中において技術的に可能な場合については原則接続すべきということが定められていることとの整合性などを勘案した上で、接続協定に規定しております技術的または経済的事項に対する重大な違反がある場合であって、また、その重大な違反について正当な理由なく相手方事業者からの是正の求めに応じないような非常に限定的な場合については接続拒否を行うことができる正当な理由に追加すべきであるということで、今回省令の改正案について検討を行ってきたところでございます。

左側の省令改正案でございますけれども、赤字で書いております部分が今回新たに追加することを想定している規定でございます。今申し上げましたとおり、「電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者が、当該接続に関する協定で定められた技術的または経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当該請求を受けた電気通信事業者による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないこと」ということで規定してございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げましたトラヒック・ポンピングへの対策ということで総務省として必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

今回の省令改正の今後のスケジュールでございますけれども、本日こちらで諮問させていただきます。先ほどの接続約款と同じように、2回意見募集にける予定でございます。こちらにつきましては、意見募集が2回終わりましたら、11月下旬の接続委

員会でまた御議論いただきまして、12月上旬に御答申いただければと思っております。御答申いただきました後、速やかに施行・公布に向けた作業を進めてまいりたいと思っております。

こちらの省令改正につきまして、御説明は以上でございます。

○山下部会長　ありがとうございました。

ただいまの説明について、御意見、御質問などございましたらチャット機能にてお申出ください。

大谷委員からチャットでいただいています。それでは、大谷委員、お願いします。

○大谷部会長代理　大谷でございます。御説明ありがとうございました。

まとめていただいた内容、省令の改正案につきましては、こういったトラヒック・ポンピングの対策ということで必要最低限の書き方になっていると思いますので、接続を推進するという前提の中でもやむを得ない規定だと理解するところではあります。ただ、この条項が適用できる場合かどうかについて事業者の側から説明できるようにするにはどういった、これは本当にトラヒック・ポンピングがあるのかどうかといったことについて、どういう証跡をもって説明できるのかといったところについては、ガイドラインで少し詳しい内容を説明していくことになるのか、それとももう自明のものなのかといったところについて御教示いただければと思います。よろしく願いいたします。

○山下部会長　ありがとうございます。

ほかの方で、森委員ですね。それでは、先に御質問をということで、森委員から御発言をお願いいたします。

○森委員　御説明いただきましてありがとうございました。

今回の追加の御趣旨は、先ほどの御説明ですと相当程度の利益の損失かどうかというところがはっきりしないということなんでしょうか。正当な理由といったときに、もちろん大きな損害が発生するというのであればそれは正当な理由になると思うんですけども、他方で背信性といいますか、悪質さといいますか、接続の相手方のそういうことも考慮されてしかるべきところ、本件の場合は仮に確かに損害としてはせせこましいといえますか、人力でやるわけですから大したことがないような気はいたしますけれども、他方で非常に犯罪的な方法でやるわけですし、悪質であること、背信性が高いことは明白ではなからうかと思っておりますので、直感的には改正なくしても正当な理由と言えるような気もするわけなんですけれども、やはりそうはいかないと、追加的な規定を要するの

は利益の損失が小さいことによると理解していいのか、それとも何かほかの事情があるかということについてお教えいただければと思います。よろしくお願いします。

○山下部会長　ありがとうございます。

今のところほかの方から御発言の要望をいただいていませんが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、総務省のほうからお答えをお願いできますでしょうか。

○小川料金サービス課課長補佐　料金サービス課の小川でございます。御質問、御意見いただきありがとうございます。

まず、大谷委員から、実際この規定に該当するかどうかの判断の基準といたしますか、よりどころといたしましてガイドラインで規定していくのか、あるいはある程度自明なものなのかということで御指摘をいただいたとっております。今のところ、これまでの議論、接続料の算定等に関する研究会の中でも、パブリックコメントも経まして、実態につきまして事業者側からもヒアリングを行ってきたところでございますけれども、こちらにつきまして、非公開の情報ではございましたけれども、事業者から一部提示されたような情報の中では各事業者との間のトラヒックの量を見まして、通常想定されるようなトラヒックの割合に収まっている事業者は明らかなんですけれども、言ってしまうと普通の事業者と比べて桁が違うといたしますか、何十倍、何百倍といった形でトラヒックにアンバランスが生じているような事業者も現にあるというようなこともございます。こうした場合につきましては、恐らく事業者間ではある程度そういった行為の存在といたしますか、異常な事態が発生しているということは把握できるようなところだと思いますので、そういった事態が発生したときに、この規定に基づいて、まずは是正の求めをしていくことができるのではないかと考えているところでございます。また、その中でもさらに追加的な課題などが出てまいりましたら、その都度状況を把握した上で対応について検討していくものと考えております。

また、2点目は森委員から、こういった省令の規定なくしても、悪質性や背信性などに基づいてある程度既存の法律の規定でも対処できるのではないかとということで指摘いただいたものでございます。規定の趣旨の2ポツ目に書いてあるところとやや繰り返しになってしまうかもしれないのですが、着信インセンティブ契約につきまして、先ほど申しあげました実際のトラヒックの量なんかを見て実態として明らかに異常値が出ていても、例えばその存在について相手方、まさに疑義のある相手方がなかなか明らかにし

ない場合については、まずそれを裏づけるような情報をなかなか得ることが難しいというものであったりですとか、あるいは相当程度の、まさに森委員からご指摘のありました相当程度の利益というところで、例えば大手の事業者からしてみたら、このトラヒック・ポンピングによる利益の逸失というものが、その額の多寡の判断基準はございますけれども、その利益について、それだけをもって非常に大きな利益の逸失かと言えるかというところの論点がございます。また、今回対応しようとしておりますトラヒック・ポンピングにつきましては、接続料を算定する、あるいは接続協定の中で接続料を決めていくにあたり、通常想定されるトラヒックの量や需要を鑑みて決めている接続料の料金の設定権や、その考え方の根幹を揺るがすような行為になってまいります。この点につきましては、法律の本則は非常に厳しい限定的な場合に限定して接続拒否ができる旨を規定してございますけれども、今回それを抜けるような形で悪質な行為が行われているというところがございますので、改めて省令の方でそういった部分についても抜けが無いようカバーできるように今回規定していくというものでございます。

すみません。お答えになっておりますでしょうか。

○山下部会長　ありがとうございます。

それでは、大谷委員、よろしゅうございますでしょうか。

○大谷部会長代理　御説明、どうもありがとうございました。事業者の方がもし迷うようなことがないように、ガイドラインなどにも必要な記載を補っていただけると非常にありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

○山下部会長　ありがとうございます。

では、森委員、いかがでしょうか。

○森委員　ありがとうございました。理解できました。幾つかの文脈で接続関係等で正当な理由というのが出てくると思うんですけども、当然のことではありますが、かなり厳しいなと思っております、そのことからこのように限定列挙的に追加していくという運用が行われているのだと思いますけれども、まずは弾力的に追加するというをお進めいただいて、さらに、何となく私としてはどうも背信性とか悪質性みたいなものを正当な理由の中に入れていってもいいような気はしておりますので、ほかの事例で、例えば電気通信番号なんかのところにもあると思いますけども、接続義務との関係での正当な理由というのがどういうものなのかというのを考えていきたいと思いますが、この件については納得いたしました。ありがとうございました。

○山下部会長　　ありがとうございます。

それでは、総務省のほうでも今の御意見を踏まえて御検討ください。

ほかに何か御質問、御意見ある方はいらっしゃいませんか。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見募集は2回実施することとし、1回目の意見募集期間は10月3日木曜日から11月1日金曜日までといたします。その後、2回目の意見募集を行ってから接続委員会において調査、検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○山下部会長　　ありがとうございます。それでは、その旨決定することといたします。

#### エ 電気通信事業法施行規則の一部改正について【諮問第3187号】

○山下部会長　　続きまして、諮問第3187号、電気通信事業法施行規則の一部改正について、総務省から説明をお願いします。

○笹川料金サービス課課長補佐　　総務省料金サービス課の笹川でございます。本日はよろしくお願いたします。

諮問第3187号について御説明します。資料147-4を御覧ください。まず、通し番号の1ページ目ですが、こちらは諮問書です。電気通信事業法施行規則の一部改正について諮問するものでございます。

そして、通し番号の2ページ目からが改正内容の概要資料となります。こちらから右肩のページを御参照いただきまして、まず、右肩1ページを御覧ください。改正案の概要です。リード文1ポツ目のところからですが、モバイル市場の公正な競争を促進するために、電気通信事業法第27条の3において、電気通信事業者に対する規律、具体的には通信料金と端末代金の分離、行き過ぎた囲い込みの禁止を規定しております、施行規則でより詳細な事項を定めております。

競争ルールの検証に関するワーキンググループでこの規律の効果や影響を検証してきたところでございますけれども、直近は主に2つの軸で議論いたしました。1つは、モ

バイル市場で寡占的な状況が継続しているということを踏まえまして、モバイル市場の競争を一層促進させるための対策を議論したということ。2つ目は、端末が年々高額になっているという背景もあって、利用者がニーズに応じて安価なものを含めて多様な端末を選択できるようにという観点から、中古端末を含む端末市場の活性化のための対策、この2つについて議論してきたところでございます。

今回の施行規則改正というのは、トピック的にはこの2つ目の矢印に該当するものかと思っております。報告書がこの9月に公表されて、その報告書の内容を踏まえて、今回施行規則の改正を行うものでございます。

今映しているこの下の表に、改正内容を一覧でまとめております。1つは不良在庫端末特例の見直し、もう一つはミリ波対応端末の割引上限額の緩和ということでして、詳しくはこの資料の3ページ目以降で御説明しますので、ここでは省略させていただきます。

2ページ目をお願いいたします。こちらは、参考として競争ルールの検証に関するワーキンググループの概要を掲載しているものでございます。こちらの詳細は省略させていただきます。3ページをお願いいたします。

1つ目の改正事項、不良在庫端末特例の見直しというところですが、電気通信事業法施行規則の中では端末割引など利益提供の上限を定めているところですが、幾つか特例という形で割引の上限を緩和しているというものがあまして、不良在庫端末特例というのがその1つです。不良在庫端末特例というのは、最終調達から一定期間経過しても処分できてない端末に関する特例というところですが、具体的には製造が中止されているか否かによって、最終調達から何か月経過していたら何割まで割引することができるというところでございます。左下に現行と書いてある図で実際にどういうルールなのかということを図示していますが、これを見ていただくと、最大の割引額は、製造が中止された端末で最終調達から24か月以上たったものは8割まで値引くことができるということになっています。ただ、現状、実態としては、最終調達から随分年月が経ってしまうと端末の市場価値というのが下がって、8割まで割り引いてもなかなか売れないというような現状がございまして。

そこで、それまではどうしていたかといいますと、オレンジの現状の2ポツ目のところに白ロム割と書いてありますけれども、これによって在庫処分できるレベルまでもっと割引していたという実態がございまして。この白ロム割といいますのは、端末の購入の

みを条件として利益提供の上限ルールに抵触しない形で大幅な割引をしていたものですが、過去のワーキンググループの中で、もともとの規制の趣旨に反するのではないかと、令和5年の省令改正でこれを規制しています。ただ、不良在庫端末の文脈においては端末の販売価格を経年による端末の市場価値に対応させることができないということで、不良在庫の処分に支障を来すという問題が発生してきたところでございます。加えて、製造中止か否かで基準を設けていましたが、グローバルな端末メーカーなどは製造中止の判断を必ずしも日本だけで決定するものではないということで、製造自体はしているが日本のマーケットではもう販売していないというケースもありまして、そうすると、製造中止か否かを基準にするのはいかなるものかというような議論もあつたところでございます。

そこで、下の見直しのところですが、報告書を踏まえまして不良在庫の処分をしやすいとするという観点から、次のとおりの施行規則の改正を行いたいと思っております。主な見直しというのは上の2つの矢印のところ、1つ目は製造中止の有無にかかわらず、最終調達日からの期間に応じて、いくらまで値引いていいというものを規定するというところ、

2つ目は、最終調達日から36か月以上、もう3年以上経過した古い端末というのは価値が著しく落ちているので、最大0円まで割引可能ということにしております。

3つ目のところですが、発売開始から12か月以内に最終調達となった端末は、最終調達日を発売開始から12か月後とみなす。これは、事業者によっては初期調達時に大量調達してそこが最終調達となる場合があるということ、それから、製造中止かどうかの区分を今回撤廃するので、特例適用の基準日である最終調達日が適切なものとなるように見直したというものでございます。

4つ目、不良在庫端末特例と端末購入プログラムの併用を認めないというのは、不良在庫端末特例というのはそもそも価値が落ちてしまった端末をやむなく処分するための特例ですが、一方で端末購入プログラムは一定期間経過後でも端末の市場価値があることを前提に事業者が契約者から端末を買い取るという性質のもので、そもそも性質として相容れないものということで併用を認めないとしております。今回の改正内容について、図示しているのが3ページの右下のところでございます。

4ページ目は、参考として今回の改正箇所についての報告書の該当部分を抜粋しております。特に関係する部分を太字下線にしているものです。

5 ページ目をお願いいたします。2 つ目の改正事項、ミリ波対応端末の割引上限額の見直しです。移動通信のトラヒックの急増を踏まえると、ミリ波の普及が今後重要になってきくところ、ミリ波の普及に当たってはインフラ整備というのはもちろんですが、ほかにもミリ波に対応した端末の普及、そしてミリ波活用ユースケースの普及というのも重要で、相互に影響し合っているものだと思いますので、言わばそれは鶏と卵の関係でございますが、ミリ波対応端末というのは、実は現在では十分普及していないところでございます。ミリ波利用可能なエリアが限られているというところ、そして端末のミリ波対応に追加コストがかかるというところもあって、利用者としても高い端末を購入するインセンティブが乏しいというところがありますし、端末割引を含む利益提供の上限のルールがある以上、割引してミリ波対応端末をお手頃価格で販売するというのも事業者としては難しいという現状がございます。

そこで、下の見直しのところですが、次のとおり施行規則の改正を行い、ミリ波対応端末の割引上限額を、時限的に最大 1.5 万円引き上げるというものです。ここでのポイントとしては、利益提供上限の規制を導入した趣旨を踏まえて時限的な特例としつつ、緩和額も限定的にしているということです。次の 6 ページで報告書の関係箇所を抜粋していますが、「ミリ波対応端末が普及した場合には、この特例を終了することが適当」としていることを踏まえて時限的なものとしておりますし、1.5 万円引き上げという引上げ幅の根拠としては、国内におけるミリ波対応端末と非対応端末の同機種の価格差の平均が 1.7 万円であることを踏まえて、このような限定的なものとしているものでございます。

6 ページは飛ばしまして、最後、7 ページは今後のスケジュールでございます。この後、10 月 5 日から改正案の意見募集した後、11 月に改めて御審議いただいた上で答申していただきまして、12 月上旬に公布、26 日に施行することを考えております。

次のページ以降は施行規則の改正案でして、適宜御参照いただければと考えております。

駆け足になりましたけれども、私からの説明は以上でございます。

○山下部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問などございましたらチャット機能にてお申出ください。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、本件については御意見、御質問は特にないということです。

それでは、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

意見募集期間は10月5日土曜日から11月5日火曜日までといたしますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○山下部会長 ありがとうございます。それでは、その旨決定することといたします。

オ 電気通信事業法第109条第1項の規定による第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による第一種負担金の額及び徴収方法の認可(第一号基礎的電気通信役務の電話ユニバーサルサービス制度に基づく第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに第一種負担金の額及び徴収方法の認可)について【諮問第3188号】

○山下部会長 続きまして、諮問第3188号、電気通信事業法第109条第1項の規定による第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による第一種負担金の額及び徴収方法の認可(第一号基礎的電気通信役務の電話ユニバーサルサービス制度に基づく第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに第一種負担金の額及び徴収方法の認可)について、総務省から説明をお願いいたします。

○望月基盤整備促進課課長補佐 それでは説明させていただきます。

資料147-5を御覧ください。表紙をおめくりいただきまして、まずは1ページ目に諮問書がございます。基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会から、令和6年9月19日付で電話のユニバーサルサービス制度に係る第一種交付金の額等について認可申請があったものでございます。こちらの申請につきまして、認可することとしたいと考えてございますので、諮問させていただくものになります。

2ページ目を御覧ください。こちらに申請概要がございます。具体的に認可申請されております内容は3の申請の概要①②にございますが、第一種交付金の額及び交付方法、第一種負担金の額及び徴収方法となります。このうち、交付方法及び徴収方法に係る認可申請につきましては例年と同様となっております。残りの第一種交付金の額と第一種負担金の額等につきまして、申請内容の詳細な説明は参考資料を用いて説明させてい

ただければと思います。

13ページ目以降に参考資料がございますので、こちらをまず御覧いただければと思います。表紙をおめくりいただき、14ページを御覧ください。こちらは、令和5年度におけるNTT東日本・NTT西日本の電話のユニバーサルサービス収支表でございます。NTT東日本で約248億円、NTT西日本で約312億円、東・西の合計で561億円の赤字ということになってございます。

なお、本年1月に発生いたしました能登半島地震に係る災害特別損失約40億円のうちユニバーサルサービス相当の11億円を含めると、NTT西日本は約324億円の赤字ということになってございます。

続いて、15ページを御覧いただきまして、こちらは電話のユニバーサルサービスに係る補填対象額の算定の全体像についての説明となっております。昨年度との相違点といたしましては大きく1点、IP網への移行のためにLRICモデルにつきまして、PSTNモデルとIPモデル、それぞれでコストを算定した上でそれぞれに比率を乗じた加重平均により算定を行っておりまして、昨年度はPSTNモデルについては91%、IPモデルについては9%の比率を乗じておりましたが、本年度はPSTNモデルについては66%、IPモデルについて34%の比率を乗じております。そのほかは昨年度と同様の算定となっております。

次に、16ページを御覧ください。こちらは加入電話の基本料に係る補填対象についての説明でございまして、ベンチマーク方式によりまして算定した結果、資料の右下にございますとおり、補填対象額は約28億円となっております。

続きまして、17ページを御覧ください。加入電話の緊急通報に係るものでございます。補填対象額は基本料の高コスト上位4.9%の加入者回線数に対応した原価となっております。資料の下の真ん中にごございます2,500万円が補填対象額になります。

続きまして、18ページ目から20ページ目までは第一種公衆電話に係る補填対象額についての資料となります。18ページ目は市内通信でございまして、補填対象額は、資料下の表の一番下に合計欄がございまして、約35億円となっております。

19ページ目は離島特例通信についてでございまして、同じく資料の下の合計欄にごございますとおり、約400万円となっております。

続いて、20ページは第一種公衆電話の緊急通報でございまして、こちらも同じく資

料の一番右下にございますとおり、300万円となっております。これらが第一種公衆電話に係る補填対象額となっております。

続いて、21ページを御覧ください。補填対象額と番号単価でございます。補填対象額はこれまで御説明さしあげたものを加算いたしまして、合計が資料の右側、四角内を赤く塗ってある欄が3つございますが、この一番上の約63.7億円となっております。昨年度と比較しますと補填対象額は3.5億円減少しております。主立った要因としましては、第一種公衆電話の撤去により、そのための補填対象が約4.5億円減少しているということが挙げられると考えております。これに支援業務費の約5,000万円、これは右の赤く塗ってある四角の真ん中になります。それから、予測前年度過不足額の約7.3億円、これは赤い四角の一番下になります。それぞれを加えまして、これを予測電気通信番号の総数で割ることによって番号単価が算出されます。その結果は、資料の一番下の黄色く塗ってある枠の中にごございますとおり、1番号につき月2円となっております。これは昨年度と同様の合算番号単価となります。

続きまして、昨年度の認可の際もございましたが、今年度においては2点、イレギュラーな措置をさせていただいているところでございまして、こちらについて説明させていただければと思います。

まず、具体的な1点目について、22ページ目を御覧ください。今年度の電話のユニバーサルサービスの第一種交付金及び第一種負担金の額の算定におきましては、原価から、小笠原母島ビルから大崎ビルの間及び式根島ビルから大崎ビルまでの間のき線点RT-GC間伝送路に係る費用を除いて原価を算定してございます。このうち、小笠原母島ビルから大崎ビル間は昨年と同様の措置をさせていただいております。式根島ビルから大崎ビル間は本年が初めての措置となります。この理由につきまして、23ページ以降の図表を使って説明させていただければと思います。

23ページ目を御覧ください。モデル上の加入者回線の単価につきまして、小笠原母島ビルから大崎ビルまでの区間というのは、2021年度まではRT-GC間伝送路ということでございまして、基礎的電気通信役務の提供に要する費用の算定対象外となっておりました。しかしながら、2022年度の費用整理の中で、加入者回線の減少によりまして母島ビルが局設置FRTとモデル上で判定されまして、その費用が基礎的電気通信役務の原価に含まれるという整理になりました。これは昨年の2023年度でも同様で、本年度、2024年度におきましても同じ判定がなされてございまして、この

結果、2021年と比べて加入者回線の単価が大幅に上昇するということになったものでございます。

また、本年、2024年度におきましては、24ページを御覧いただければと思いますが、式根島ビルから大崎ビルまでの間においても同様の事象が発生しているところでございます。

これらのビルの加入者回線単価については、資料の25ページを御覧いただければと思います。小笠原母島ビルにつきましては、2021年度から2022年度にかけて加入者回線単価が大きく上昇しているのが御覧いただけるかと思えます。式根島ビルにつきましては、2023年度から2024年度にかけて単価が大きく上昇しているのを御覧いただければと思います。

これを図示いたしましたのが26ページ目にございまして、一番左のグラフが今申し上げた母島、式根島とほかのビルとの加入者回線単価の比較ということでございまして、2024年度の数字といたしましては、小笠原母島ビルが29.3万円、式根島ビルが19.1万円、これは一番左のグラフの上のほうにぽつんぽつんと小笠原母島と式根島の点がございまして、大きくほかのビルと離れて著しく高額となっていることが御覧いただけるかと思えます。このため、交付金の額と負担金の額を適正に算定することを目的といたしまして、小笠原母島ビルについては昨年と同様に、式根島ビルについては小笠原母島ビルと同様に、これらのビルから大崎ビルまでの間のき線点R T - G C間の伝送路に係る費用を原価から除いて算定することとしたいと考えております。これによります補填対象額への影響は約6億円の増加、合算番号単価への影響は0.190円の増加との試算となっております。この点につきましては、算定規則第3条ただし書によりまして、総務大臣の許可が得られた場合は算定規則によらない算定ができることとなっておりますので、今回この許可を行いたいと考えているところでございます。

続きまして、本年度はもう一点、イレギュラーな措置がございまして、27ページを御覧ください。今年度の電話のユニバーサルサービスの第一交付金及び第一種負担金の額の算定におきましては、その原価に、能登半島地震による災害特別損失のうち、第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものを含めて算定したいと考えてございます。具体的には、特別損失は収支表ベースで約11億円ございまして、このうち約400万円が本年度の補填額に含まれており、この合算番号単価への影響は約0.001円の増加との試算となっております。この特別損失額を原価に含めて算定することとしたいと考えて

ございまして、この点について、算定規則第3条ただし書によりまして、総務大臣の許可が得られた場合には算定規則よらない算定ができることとなってございますので、今回この許可を行いたいと考えているところでございます。

以上を踏まえまして、審査の結果について説明させていただきます。10ページ、11ページを御覧いただければと思います。10ページ、11ページのとおり、審査事項に照らし審査をいたしましたところ、いずれも「適」と判断させていただいております。よって、本認可申請は審査基準に適合していると認められるので、認可させていただければと考えている次第でございます。

私からの説明は以上です。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○山下部会長　ありがとうございます。

ただいまの説明について、御意見、御質問ございましたらチャット機能にてお申出ください。いかがでしょうか。

相田委員、お願いいたします。

○相田委員　相田でございます。

今回、割り算の結果が約2.4円ということでもって比較的2円と3円の間に近かったわけですけれども、過去に年度途中で番号単価を変えたことがあったかに記憶しているんですけども、今年はもうこのまま年度いっぱい2円でやるという御提案と理解してよろしいのでしょうか。確認いただければ幸いです。

○望月基盤整備促進課課長補佐　相田委員、ありがとうございます。回答いたします。

本年の7月から12月につきましては、こちらの見直しはまだあり得るということでお考えいただければと思います。

○相田委員　では、取りあえず半年間の分が今回ということですね。

○望月基盤整備促進課課長補佐　はい。

○相田委員　分かりました。了解いたしました。

○山下部会長　ありがとうございます。

ほかには、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

意見募集の期間は10月3日木曜日から11月1日金曜日までといたしますが、よろ

しいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○山下部会長 ありがとうございます。それでは、その旨決定することといたします。

#### 報告事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電気通信事業法施行規則の一部改正を踏まえた第一種公衆電話の削減計画等に関し講じた措置の報告について

○山下部会長 次に、報告事項に移ります。東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電気通信事業法施行規則の一部改正を踏まえた第一種公衆電話の削減計画等に関し講じた措置の報告について、総務省から説明をお願いいたします。

○望月基盤整備促進課課長補佐 それでは、報告させていただきます。資料147-6を御覧ください。NTT東日本・NTT西日本から電気通信事業法施行規則の一部改正を踏まえた第一種公衆電話の削減計画等に関し講じた措置についての報告となります。

これは、令和4年の制度改正によりまして第一種公衆電話の設置基準が見直されたところ、この制度改正の過程におきまして情報通信行政・郵政行政審議会の御答申と総務省からの要請によりまして、NTT東日本・NTT西日本に対して第一種公衆電話の削減計画とその実績等の進捗報告を求めたものでございます。答申や要請の概要は参考として資料の2ページ目でございますので、追って御確認いただければと思います。この答申、要請を受けまして、NTT東日本・NTT西日本から今回、令和5年度の進捗の報告が参りましたため、その内容を報告させていただきます。

1ページを御覧ください。設置基準の緩和によりましてNTT東日本・NTT西日本においては、令和13年度までに第一種公衆電話の設置台数を3万台まで削減するという計画をしております。令和5年度は、前年度(令和4年度)から9,000台削減するという計画をしております。内訳は資料の左上の表にございまして、NTT東日本が5,000台、NTT西日本は4,000台を削減するという計画でございました。実績は、同じ表の左の列に数字がございしますが、合計で9,715台と、計画を上回る結果となっております。計画を上回ることとなった主立った理由といたしましては、こちらの計画を立案した際に見込んでおりました公衆電話を実際に設置している土地や建物の管理者との折衝ですとか、実際の撤去の期間が必要だろうという見込みにつきまして、

実際には管理者の御理解ですとか御協力を得ることができたということで計画よりも上回っているものと聞いてございます。資料右上の費用につきましては、委員限りとさせていただきます。

報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○山下部会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問などございましたらチャット機能にてお申出ください。いかがでしょうか。

それでは、特に御意見、御質問はございませんようですので、これで報告を伺ったということにいたします。

○山下部会長　以上で本日の審議は終了しました。

委員の皆様から何かございますか。

それでは、事務局から何かございますか。

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐　事務局です。

次回の電気通信事業部会につきましては、別途御連絡いたしますので、皆様方、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○山下部会長　ありがとうございます。

今日は大変長い、そしてたくさん諮問事項のある日でしたが、御審議ありがとうございました。以上で本日の会議を終了いたします。失礼いたします。

閉　　会